

「999盗作」 法廷 榎原さん・松本さんが直接対決



「999」の台詞

「約束の場所」の歌詞

時間は夢を裏切らない
夢も時間を裏切っては
ならない
<24字>

夢は時間を裏切らない
時間も夢を決して裏切ら
ない
<23字>

20年7月7日 asahi.com

地裁判決:「裏切ってはならない」となっているのに対し、原告表現第2文においては、「決して裏切らない」となっており、この表現上の相違から受ける印象は相当程度異なる。短い文章においては、「裏切ってはならない」と「決して裏切らない」という相違は、必ずしも小さなものではない

No_1

ゲームソフト事件 (ビデオゲームは映画の著作物?)

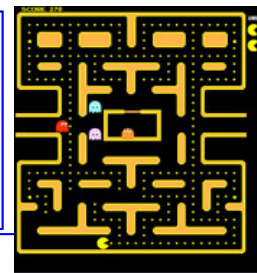
パックマン事件(焦点は上映権)

ナムコ VS 酔心興業(喫茶店「マイアミ」)

1. 事件の内容

ナムコが、喫茶店「マイアミ」を経営している酔心興業に対し、「パックマン」の違法複製物を喫茶店で、著作権の上映権を侵害しているとして損害賠償の請求をした。

マイアミ自身が「パックマン」の違法複製物を作成したわけではないので、「複製権」でなく、映画の上映権の侵害を訴えた。



2. マイアミの反論<争点>

ビデオゲームは、映画とは異なる。ビデオゲームの目的は将棋等と同じく、得点を重ねゲームを楽しむことが目的であり、表示される映像は、ゲームを行うための道具にすぎない。また、映画のように「物に固定」されていない。

3. 裁判所の判断(東京地方昭和五六年(ワ)第八三七一号)

ビデオゲームも映画の著作物に該当する(ナムコの勝訴)

- ① ビデオゲームも、映画の効果に類似する視覚的、聴覚的效果を生じさせる
- ② ゲームによる映像の変化もレバー操作に応じた有限のものであり、再現性があるので「物に固定」されているとみなされる
- ③ 著作者の知的文化的精神活動の所産として産み出されたものであることも明らか

No_2

2

パックマン事件（焦点は上映権）

ナムコ VS
酔心興業（喫茶店「マイアミ」）

3. 裁判所の判断（東京地方昭和五六年（ワ）第八三七一号）

ビデオゲームも映画の著作物に該当する（ナムコの勝訴）

- ①ビデオゲームも、**映画の効果**に類似する視覚的、聴覚的効果を生じさせるものである
- ②ゲームによる映像の変化もレバー操作に応じた有限のものであり、**再現性がある**ので「物に固定」されているとみなされる
- ③著作者の**知的文化的精神活動の所産**として産み出されたものであることも明らか

No_2

3

交通安全スローガン事件

東地130530

ボク安心 ママの膝より チャイルドシート

全国交通安全スローガン最優秀賞

ママの胸より チャイルドシート

交通安全テレビCM

争点:

- 1 スローガンの著作物性の有無
- 2 著作権(複製権)侵害の有無

- 1:著作権法における「創作的に表現したもの」とは、厳密な意味で、独創性の発揮されたものであることまで求められないが、作成者の何らかの個性が表現されたものであることが必要であるが、スローガンは**個性**が十分発揮されており著作物性を有する
- 2:スローガンの創作性を**根拠付ける部分**で相違しており複製権を侵害しない

No_3

桃中軒雲右衛門事件

明治・大正期の浪花節師であった桃中軒雲右衛門の**実演が著作物と言えるか**、**浪花節の実演が著作権を有するか**を争った「桃中軒雲右衛門事件」

浪曲ブームで、桃中軒雲右衛門のレコードは飛ぶように売れたが、海賊版の横行も加速 → 裁判

1, 2審とも権利侵害, 大審院は非侵害

桃中軒雲右衛門(1873-1916)

大判大3・7・4刑録20輯1360頁, 大正3年(れ)第233號 著作権法違犯竝附帯私訴ノ件 第一審・東京地方裁判所、第二審・東京控訴院

参考判決抜粋: 即興の音楽ノ演奏ニシテ純然タル瞬間創作ニ屬スルモノハ演奏者ノ主觀ニ於テ其旋律力確定スル場合又ハ演奏者力特ニ樂譜ヲ作リテ之ヲ固定セシメタル場合ノ外ハ音楽的著作物トシテ著作権法ノ保護ヲ受ルコトヲ得ス從テ此種ノ音楽ヲ蓄音機ニ寫調スルモ偽作トシテ著作権法ノ制裁ヲ受クルコトナシ

No_4

絵画の著作物

東京高裁130123

ケロケロケロップ

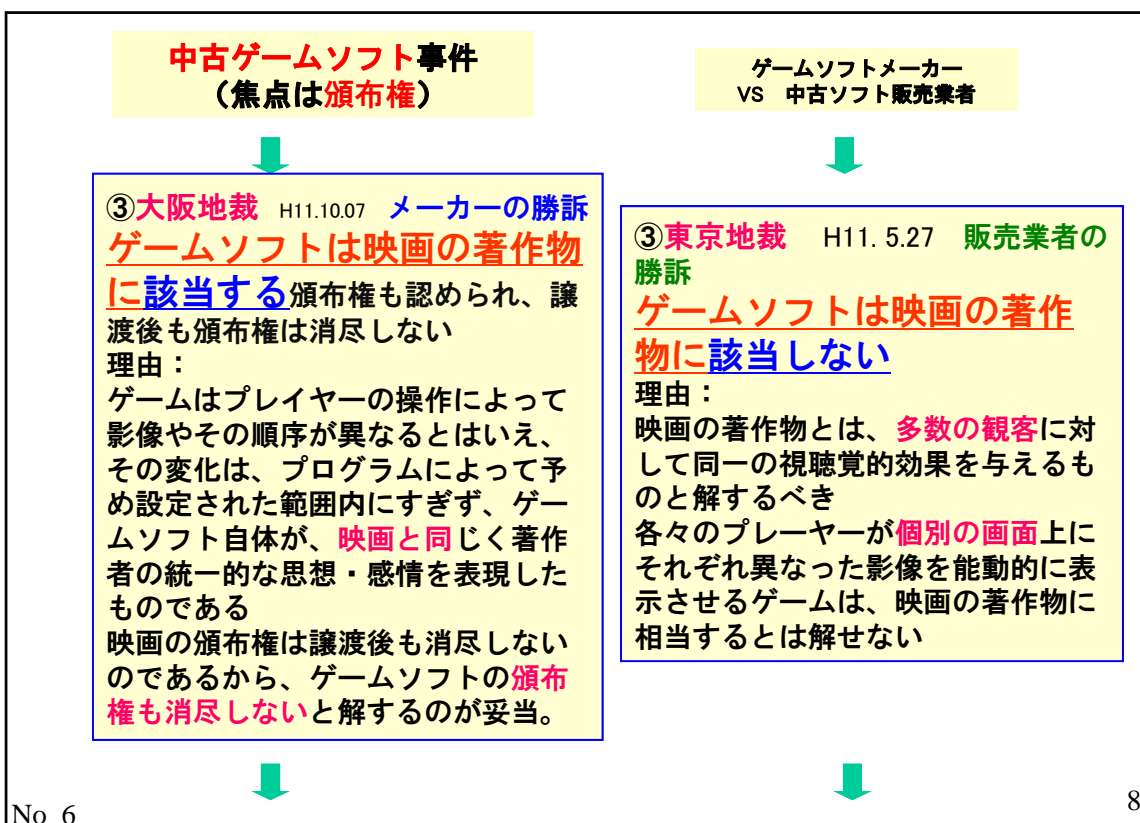
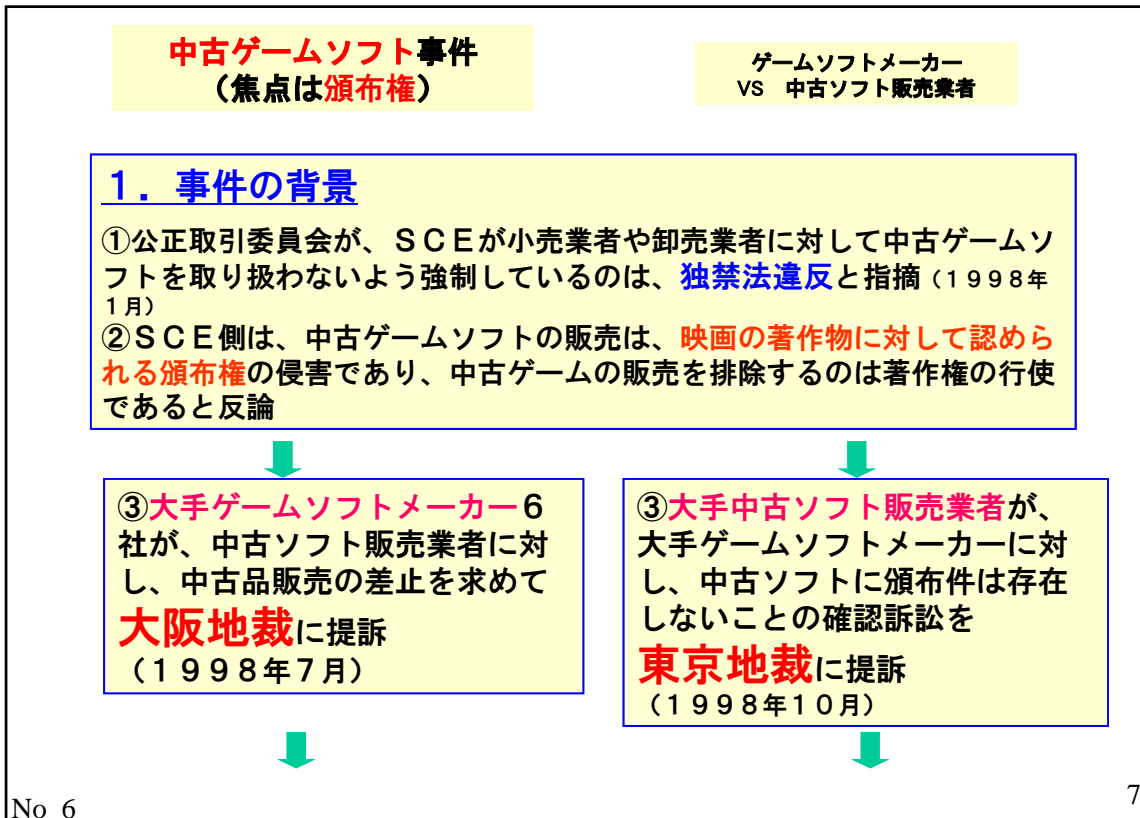


輪郭の線の太さ、目玉の配置、瞳の有無、顔と胴体のバランス、手足の形状、全体の配色等において、表現を異にしていることが明らか

カエルを擬人化した図柄で、その「表現したもの」における、基本的な表現に注目すると、①顔の輪郭が横長の楕円形であること、②目玉が丸く顔の輪郭から飛び出していること、③胴体が短く、これに短い手足をつけていること、を挙げることができる。これは、**擬人化**する際のものとして**通常予想される範囲内**のありふれた表現

No_5

6



中古ゲームソフト事件 (焦点は頒布権)

④大阪高裁 H13. 3.29
販売業者の勝訴

ゲームソフトは映画の著作物に該当し、頒布権も認められるが、頒布権は譲渡後に消尽する

理由：
ゲームソフトは大量の複製物を販売する過程において投資の回収を図ることができるものであるから、頒布を繰り返すことにより投資の回収を行う映画フィルムとは異なる

一旦、適正な価格にて販売されたゲームソフトは、既に投資回収の機会が与えられたものであり、商品取引の自由の観点から見ても権利が消尽したと解するのが相当

ゲームソフトメーカー VS 中古ソフト販売業者

④東京高裁 H13.3.27
販売業者の勝訴

ゲームソフトは映画の著作物に該当するが、頒布権は認められない

理由：
ゲームにおける映像の変化は予め設定されたものからの選択にすぎず、プレイヤー自身が新たな映像を創造しているわけではない。映画にも、ストーリー、アングルを聴衆が選択可能になっているものもあり、ゲームと映画に有意な差はない

ただし、多量の複製物を販売するゲームソフトは、流通を支配することにより投資の回収を図る映画フィルムとは異なるものであり、頒布権は認められない

⑤最高裁 平成13(受)952第一小法廷 (H14.4.25)
販売業者の勝訴

ゲームソフトは映画の著作物に該当し頒布権も認められるが、一旦適法に譲渡された後は頒布権は消尽し、中古品の再譲渡にまで頒布権は及ばない

9

No_8

『廃虚の写真は模倣』 写真家作品集差し止め提訴

写真家の丸田祥三： → 写真家の小林伸一郎
廃虚や廃線の写真を個展や写真集で発表
写真集の販売差し止めと約六百万円の損害賠償

- ◆ [足尾銅山付近の建物（栃木県）](#)
- ◆ [旧丸山変電所（群馬県）](#)
- ◆ [大仁金山付近の建物（静岡県）](#)



足尾銅山

同じ被写体で似た構図の写真
「長い時間をかけて文献などを調べて被写体を探し出し 現地に何度も足を運んで構図や撮影時期を選んでおり 高い創造性がある」

2009年1月10日 東京新聞

10

No_11

著作権侵害の有無について

知財高裁230510

- **撮影方向**は左方向からか 右方向からかで異なる
- **撮影時期**が異なることから、写し込まれている対象も相違している
- **撮影対象自体**に本質的特徴があるということとはできない
被告写真をもって原告写真の翻案であると認めることはできない

廃墟写真を作品として取り上げることは写真家としての構想であり、控訴人がその**先駆者**であるか否かは別としても、**廃墟が既存の建築物**である以上、**撮影することが自由な廃墟を撮影する写真**に対する法的保護は、**著作権及び著作者人格権を超えて認めることは原則としてできない**というべきである。

平成24年2月16日上告棄却

No_11

11

三島由紀夫手紙事件

東高120523
東地111018

(60条)



著作者人格権、公表権

生前の三島由紀夫が福島次郎に宛てた手紙を、実名小説「**三島由紀夫 -- 剣と寒紅**」で公開した

私信が著作権法上の著作物と判断された



一重寒紅
ひとえかんこう

本件各手紙が、**もともと私信**であって公表を予期しないで書かれたものであることに照らせば（例えば、本件手紙には、「**貴兄が小生から、かういふ警告を受けたといふことは極秘にして下さい。**」との記載がある。右のような記載は、少なくとも書かれた当時は公表を予期しない私信であるからこそ書かれたことが明らかである。）、控訴人ら主張に係るその余の事情を考慮しても、本件各手紙の**公表が意を書**しないものと認めることはできない。



文芸春秋

No_12

NTTタウンページ事件 東京地裁120317

タウンページデータベースの職業分類体系は、検索の利便性の観点から、個々の職業を分類し、これらを階層的に積み重ねることによって、全職業を網羅するように構成されたものであり、原告独自の工夫が施されたものであって、これに類するものが存するとは認められないから、そのような職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類したタウンページデータベースは、全体として、体系的な構成によって創作性を有するデータベースの著作物であるといえることができる。



タウンページの職業分類は、検索の利便性の観点から、個々の職業を分類し、これらを階層的に積み重ねることによって、全職業を網羅するように編集されたものであり、原告独自の工夫が施されたものであって、これに類するものが存するとは認められないから、そのような職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類したタウンページは、素材の配列によって創作性を有する編集著作物であるといえることができる。

No. 14

利用者の検索の利便性の観点から、

- ①事業所等の電話番号情報のうち、利用者からの問合せや注文に応じる部署以外のものを掲載しない
- ②正式名称とは別に著名な通称がある場合には通称での掲載も認める
- ③契約者名ではなく、屋号で掲載する
- ④業種を示す冠称名が付されている掲載名(「電気の…」、「すしの…」など)、広告的要素の強い掲載名(「安くてうまい…」、「早くて安全…」など)、五〇音順の掲載順序を意識した掲載名(「アアア…」など)を掲載しない
- ⑤氏名と屋号又は屋号と屋号を併記した掲載名は、併記した名でないと検索できないため、このような名では掲載しないようにし、氏名と屋号、屋号と屋号を別々に掲載する
- ⑥同一社名や店名が連続して羅列されることを避けるために、例えば、百貨店であれば、初めに百貨店名を表示し、その後に売り場ごとにまとめて電話番号を掲載する
- ⑦資格を要する職業については無資格者の掲載を排除する

これらのものは、電話番号情報に関する職業別のデータベースとして利用者に提供する以上、当然にすべき配慮であると考えられるから、特に創作的なものとは認められない。したがって、右のような配慮をもって、情報の選択又は体系的な構成について創作性が存するとは認められない。

No. 14

ネット記事への無断リンク

ネット記事にリンクする際に、記事の「見出し」を表示することは著作権侵害か？

読売新聞社(原告) VS デジタルアライアンス(被告)

読売新聞社の主張

①著作権侵害

見出しとして盛り込む事項の選択、展開の仕方、表現の方法等に、原告の編集方針・見解が端的に現れており、**他社と異なる創作性**のあるものである

ヨミウリ・オンライン

「ホームレスがアベックと口論？銃撃で重傷」

朝日コム

「路上生活者の男性、2人組男女に撃たれ重傷 東京・品川」

口論という些細なきっかけにより銃撃という極めて重大な犯罪が行われたことを表現



原告の編集方針に基づき読者に最も伝えたい部分を創作・表現



記事の見出しは著作物

ネット記事への無断リンク

ネット記事の見出しに著作権を認めず

東京地裁H16.3.24

著作権侵害について

見出しは、記事中の事実を抜き出し、**ありふれた表現**で修飾した短い記述に過ぎず、創作性は認められない

「ホームレスがアベックと口論？銃撃で重傷」

著作権侵害はなし

知財高裁

H17.10.6

城の定義事件

東京地裁 060425



城に関する定義

「城とは人によって住居，軍事，政治目的をもって選ばれた一
区画の土地と，そこに設けられた防禦的構築物をいう」

定義の文の構造や特性を表す個々の文言自体から見た表現形式は，この種の学問的定義の文の構造や，先行する定義や説明に使用された文言と大差はないから，本件**定義の表現形式に創作性は認められない。**

学問的思想としての本件定義は，**学術研究の分野において，プライオリティを有するものとして尊重されることがあるのは別として，著作権の対象となる著作物として著作権者に専有させることは著作権法の予定したところではない。**

No_16

城の定義事件

東京地裁 060425

「本件定義は，原告が長年の調査研究によって到達した，城の学問的研究のための基礎としての城の概念の不可欠の特性を簡潔に言語で記述したものであり，原告の学問的思想そのものと認められる。

本件定義のような簡潔な学問的定義では，城の概念の不可欠の特性を表す文言は，思想に対応するものとして厳密に選択採用されており，原告の学問的思想と同じ思想に立つ限り同一又は類似の文言を採用して記述する外はなく，全く別の文言を採用すれば，別の学問的思想による定義になってしまうものと解される。

また，本件定義の文の構造や特性を表す個々の文言自体から見た表現形式は，この種の学問的定義の文の構造や，先行する城の定義や説明に使用された文言と大差はないから，本件**定義の表現形式に創作性は認められず**，もし本件定義に創作性があるとすれば，何をもって城の概念の不可欠の特性として城の定義に採用するかという学問的思想そのものにあるものと認められる。**学問的思想としての本件定義は，それが新規なものであれば，学術研究の分野において，いわゆるプライオリティを有するものとして慣行に従って尊重されることがあるのは別として，これを著作権の対象となる著作物として著作権者に専有させることは著作権法の予定したところではない。」**

No_16

Shall we ダンス?事件

東京地裁240228

社交ダンスが、原則として、基本ステップ等の既存のステップを自由に組み合わせて踊られるものであり、基本ステップ等の既存のステップは、ごく短いものであり、かつ、社交ダンスで一般的に用いられるごくありふれたものであるから、これらに著作物性は認められない

著作物性の認められない振り付けや、著作物性が認められない振り付けの一部分の組合せや配列によって、独創性が認められるほどの顕著な特徴を有することになるということも困難



No_17

19

知高230629 立体商標



Yチェア・ハンスJウエグナー

最一判03032 著作権



ニューヨーク近代美術館永久収蔵品

ニーチェアのNY(ニー)はデザイナー新居猛の姓(ニイ)とデンマーク語のNY(新しい・フレッシュ)の意味をとって名付けられました。



ニーチェアX

No_18,19

20

デザイン書体ゴナ事件

最一判120907

新たに創作した**タイプフェイス(文字フォント)**が**著作権**で保護されるか。



ゴナ書体

印刷用書体一般の著作物性を否定

- ・ 従来の印刷用書体に比して**顕著な特徴**を有する**独創性**
- ・ それ自体が**美術鑑賞**の対象となり得る**美的特性**が必要

なぜなら、

印刷フォントの利用に著作権者の許諾が常に必要になり、改良もできなくなる。さらに著作物の**公正な利用**に留意しつつ、..もって文化の発展に寄与しようとする著作権法の目的に反することになる。

著作権の成立に審査及び登録を要せず、著作権の対外的な表示も要求しない我が国の著作権制度の下においては、わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立することとなり、権利関係が複雑になり、**混乱を招く**

No_20

21

NHKを著作権侵害で提訴 「龍馬伝」などの題字

NHK大河ドラマの「**龍馬伝**」と「**武蔵 MUSASHI**」の題字が自身の作品の構図と酷似し、著作権を侵害しているとして、京都市の商業書道作家の男性(64)が22日、NHKに1100万円の損害賠償などを求め、京都地裁に提訴した。訴状によると、龍馬伝と武蔵の題字はいずれも**左上から右下へ斜め方向に漢字が並び、横書きのローマ字と組み合わせ**ている。こうした**文字配置**は、男性が過去に手掛けた2作品と同じで、NHKの題字は自身の作品に依拠して作成されたものだとしている。



京都地裁 240329
創作性なし

2011/09/22 18:20 【共同通信】

No_21

京都地裁

「英文字と漢字の組み合わせ配置は
一般的でありふれたもので、特に個性
的とはいえない」H230329

大阪高裁 請求棄却

「漢字とアルファベット文字列の配置と
してありふれたもので、独立した表現
としての創造性は認められない」
H240926



No.22

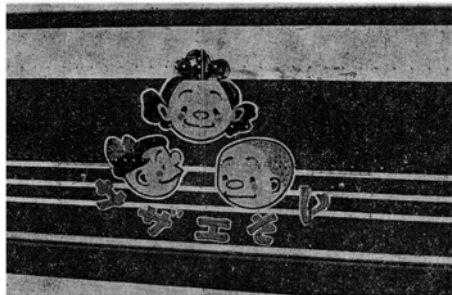
「入れ墨」事件 平成24年1月31日

仏像写真の仏像と入れ墨の仏像のそれぞれの顔を対比すると、両者には、以下のとおりの表現上の相違も認められる。すなわち、仏像写真の仏像の顔では、その眼は、中央からゆるやかな弧を描くように上向きに表現されていること、鼻は、直線的に細長く表現されていること、唇は、上唇の中央部を切り結び、引き締まったような表情で表現されていること等の点において特徴がある。入れ墨の仏像の顔では、眼は、ほぼ水平方向に描かれていること、鼻は、横に広くふくらみをもった形状に表現されていること、唇は、上唇が厚くふくらみをもって表現されていること、頬や顎は、墨の濃淡により、丸みを帯びるような表現がされていること等の点において特徴がある。

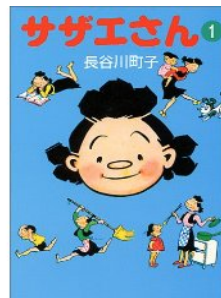
入れ墨は、墨の濃淡等によって、表情の特徴や立体感を表すための工夫がされている点等を総合すると、思想、感情の創作的な表現がされていると評価することができる。

原審(東京地裁230729)は、①本件入れ墨は著作物性を有する ②被告らの本件画像及び本件各ホームページを掲載する被告らの行為は、氏名表示権及び同一性保持権を侵害すると判断

No_22



漫画「サザエさん」中の登場人物サザエさんを上部中央に、カツオその下部右側に、ワカメをその左側に配した各頭部画



No_23

サザエさんバス車体事件 東京地裁510526

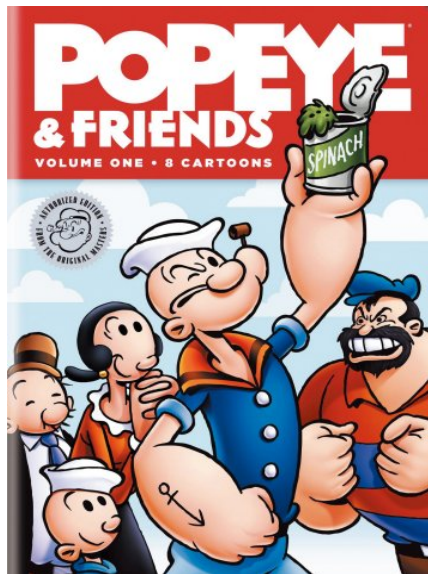
昭和26年に、立川バスがバスの車体にサザエさんのキャラクターである「サザエ」「カツオ」「ワカメ」の3人を描き都内を観光していた。

無許諾の運行で、作者の長谷川町子が立川バスを相手に著作権侵害で昭和45年に訴え、訴訟は5年を要し争われたが、**キャラクター**は著作権上保護されるべきと認められて作者長谷川町子が勝訴した。

頭部画は、誰がこれを見てもそこに**連載漫画「サザエさん」**の登場人物であるサザエさん、カツオ、ワカメが表現されていると感得されるようなものである。つまり、そこには連載漫画「サザエさん」の登場人物のキャラクターが表現されているものといえることができる。

ところで、本件頭部画と同一又は類似のものを「漫画サザエさん」の特定の齣の中にあるいは見出し得るかも知れない。しかし、そのような対比をするまでもなく、本件においては、被告の本件行為は、原告が著作権を有する漫画「サザエさん」が長年月にわたって新聞紙上に掲載されて構成された漫画サザエさんの**キャラクターを利用**するものであつて、結局のところ原告の著作権を侵害するものといえるべきである。

No_23



No_24

ポパイ事件上告審 最高裁090717

- 一 漫画において一定の名称、容貌、役割等の特徴を有するものとして反復して描かれている登場人物のいわゆる**キャラクター**は、著作物に当たらない。
- 二 二次的著作物の著作権は、二次的著作物において**新たに付与された創作物部分のみ**について生じ、原著作物と共通し、その実質を同じくする部分には生じない。
- 三 **連載漫画**において、登場人物が最初に掲載された漫画の著作権の**保護期間が満了**した場合には、後続の漫画の著作権の保護期間がまだ満了していないとしても、当該登場人物について著作権を主張することはできない。
- 四 著作権法二一条の**複製権を時効取得**する要件としての継続的な行使があるというためには、著作物の全部又は一部につき外形的に著作権者と同様に複製権を独占的、排他的に行使する状態が継続されていることを要し、そのことについては取得時効の成立を主張する者が立証責任を負う。

No_24



No_25

博多人形赤とんぼ事件 長崎佐世保480207

美術工芸品が意匠登録の対象となるとともに、著作権の対象にもなる場合があると判示

著作権法の対象となる著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものでなければならないが、本件人形「赤とんぼ」は同一題名の童謡から受けるイメージを造形物として表現したものであって、その**姿体、表情、着衣の絵柄、色彩から観察してこれに感情の創作的表現を認めることができ、美術工芸的価値としての美術性も備わっているもの**と考えられる。

また美術的作品が、量産されて産業上利用されることを目的として製作され、現に量産されたということのみを理由としてその著作物性を否定すべきいわれはない。

さらに、本件人形が一方で意匠法の保護の対象として意匠登録が可能であるからといっても、もともと**意匠と美術的著作物の限界は微妙な問題**であって、両者の重畳的存在を認め得ると解すべきであるから、意匠登録の可能性をもって著作権法の保護の対象から除外すべき理由とすることもできない。

No.25

舞台装置をめぐる名誉毀損事件 東京地裁H11.3.29

舞台演劇『赤穂浪士』の舞台装置には著作権侵害があるとの記者会見を行った造形美術作家、評論家、大学教授の三名に対して、指弾された美術家と劇団「スコット」が、名誉毀損だと訴えた。

判決では「担当美術家の制作行為は著作権侵害には当たらないとして、十分に調査して他人の名誉を損なわないように注意すべきであった三名には過失があると、連帯して美術家と劇団『スコット』それぞれに50万円を支払うよう命じた。」なお、謝罪広告の掲載請求は認めなかった。

東京高裁 H12.9.19

高裁は**100万円**の賠償を命じた一審東京地裁判決を変更し、計**280万円**の支払いと新聞各紙への**謝罪広告の掲載を命じた**。

「美術家の作品と舞台装置に類似性はない」とした上で「慎重に検討することなく、話し合いを申し入れたスコット側の提案も拒否して記者会見を開き、名誉を傷つけた」と述べた。スコット側は1995年11月、「赤穂浪士」を上演、この劇を見た美術家は舞台装置について「盗作だ」とする記者会見を開き、**新聞各紙で報道**された。

最高裁(三小)H14.9.26 決定・上告棄却

No.26



頂部が扁平の縦長の四角形は、極めてありふれた形状であること、また、右上がり
に扁平とされた縦長の四角形、頂部が等辺の山形又は不等辺の山形とされた縦長の
五角形の形状も、ありふれた形状であること、さらに、パネルを衝立状に配置するとい
うことに、格別の創作性が認められないことも、当裁判所に顕著である。

したがって、本件のパネルの形状は、**著作者の思想又は感情を創作的に表現した
ものとして独自の創作性の認められるものとはいえない**ことが明らかである。

No_26



No_27

菓子おまけフィギュア事件 大阪高裁170728

動物フィギュアは、実際の動物の形状、色彩等を忠実に再現した模型であり、動物の姿勢、ポーズ等も、市販の図鑑等に収録された絵や写真に一般的に見られるものにすぎず、制作に当たった造形師が独自の解釈、アレンジを加えたというような事情は見当たらない。

したがって、本件動物フィギュアには、制作者の個性が強く表出されているということとはできず、その創作性は、さほど高くないといわざるを得ない。

してみると、本件動物フィギュアに係る模型原型は、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、纯粹美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価されるとまではいえず、**著作物には該当しない**と解される」

妖怪フィギュアに係る模型原型は、石燕の「画図百鬼夜行」を原画とするものと、そうでないもののいずれにおいても、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、纯粹美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価されるものと認められるから、**応用美術の著作物に該当する**というのが相当である。



とりやま せきえん

No_27

積水ハウス事件 大阪高裁160929

〔資料1〕

X建物



原立高裁 1:100

Y建物



正高裁 1:100



木造住宅「シャーウッド」シリーズの最高級品「エム・グラヴィス ベルサ」のカタログに掲載された建物

No_28

積水ハウス事件 大阪高裁160929

応用美術であっても、それが造形者の知的・文化的精神活動の所産であって、通常の創作活動を上回り、実用性や機能性とは別に、**独立して美的鑑賞の対象**となり、造形芸術と評価し得るだけの美術性を有するに至っているため、客観的、外形的に見て、社会通念上、**純粹美術と同視**し得る美的創作性（審美的創作性）を具備していると認められる場合は、『**美術の著作物**』として著作権法による保護の対象となる場合がある

No_28

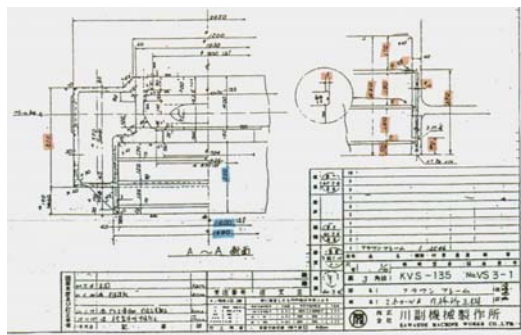
37

丸棒矯正機事件

大阪地裁040430

- ・ 本件設計図は、原告の設計担当の従業員らが研究開発の過程で得た技術的な知見を反映したもので、機械工学上の技術思想を表現した面を有し、かつその表現内容には創作性があると認められる。したがって、原告本件設計図はそれぞれ丸棒矯正機に関する機械工学上の技術思想を創作的に表現した学術的な性質を有する図面たる著作物にあたる
- ・ 原告矯正機の如き実用の機械は、**建築の著作物とは異なり**、それ自体は著作物としての保護を受けるものではない（**それと同一性のある機械を製作しても複製にはならない**）

丸棒矯正機とは、
特殊形状の二本以上のロールを用いて、金属の丸棒製作工程中に生じた丸棒材の曲がり真っ直ぐに矯正するとともに、表面切削後の荒れた表面を磨いてつややかにする機能を有する機械



No_29

青い海のまち・みさわ

東高判050909
最二判081014

映画の未編集フィルム

映画製作者が映画の著作物の著作権を取得するためには、著作物と認められるに足りる**映画が完成することが必要**であるから、いまだ完成されていない映画について製作者が著作権を取得することはなく、未編集の状態であるフィルムについては、著作物と認めるに足りる映画はいまだ存在しない

撮影収録された映像が、それ自体で創作性、著作物性を備えたものというべき場合、当該フィルムに撮影収録された映像著作物の著作権は、監督としてその撮影にかかわった**著作者に帰属**する。



wiki

No_30

すいか写真事件

東京高裁 H13.6.21



原告の写真



被告の写真

すいかを素材として、その配置や組み合わせに工夫を凝らした被写体を作成し、これを撮影した原告は、この写真を参考にして、被写体が類似する別個の写真を撮影し、その写真をカタログに掲載した被告を提訴 <1審は原告の請求を棄却>

No_31

すいか写真事件

東京高裁 H13.6.21



写真著作物における創作性は、最終的に当該写真として示されているものが何を有するかによって判断されるべきものであり、これを決めるのは、被写体とこれを撮影するに当たっての撮影時刻、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等における工夫の双方である。被写体の決定自体に著作権法上の保護に値する独自性が与えられているとき、これを再製又は改変することは許されない。

No_31

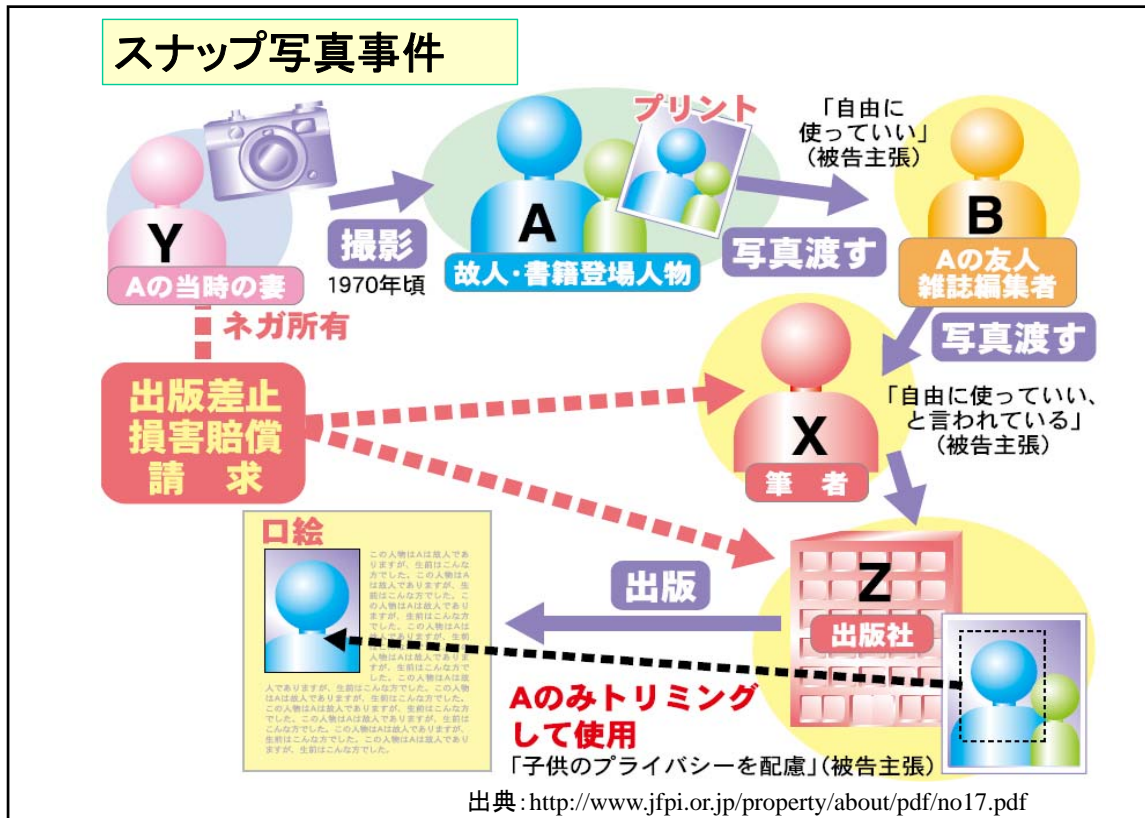
真田広之ブロマイド事件

東京地裁620710

肖像写真は、静止した被写体をカメラで撮影し、その機械的、科学的作用を通じて被写体の表情等を再現するものであるが、かかる肖像写真であつても、被写体のもつ資質や魅力を最大限に引き出すため、被写体にポーズをとらせ、背景、照明による光の陰影あるいはカメラアングル等に工夫をこらすなどして、単なるカメラの機械的作用に依存することなく、撮影者の個性、創造性が現れている場合には、写真著作物として、著作権法の保護の対象になる。

ブロマイドが若年のファン層を対象とする性格上、撮影に際し、被写体の長をひきだすべく被写体にポーズ、表情をとらせ、背景や照明の具合をみながらシャッターチャンスをつかみ、ファンの好みそうな表現のときをねらって撮影を行っている。本件写真は被告の営業として販売する意図のもとに製作されたものの、撮影者の個性、創造性を窺うことができ、証明書用の肖像写真のように単なるカメラの機械的作用によつて表現されるものとは異なり、写真著作物となる。

No_32



スナップ写真事件

知財高裁190531
東京地裁181221

家族の日常を撮った**スナップ写真**の書籍無断掲載をめぐって、写真の創作性や著作権侵害が争われた事案

原告が、プロのカメラマンやアマチュアカメラマンではなく、本件写真が日常生活のなかで撮影されたスナップ肖像写真であるからといって、氏名表示の利益がなくなるものではない

複製権及び同一性保持権(「東京アウトサイダーズ」事件)

平面的な被写体をそのまま撮影したものは、その被写体を忠実に再現するためどんなに高度な技術が駆使されていても単なる複写であり、そこに著作物性はない(版画写真事件:東京地裁101130)
機械等が自動的に撮影した証明書用写真や防犯カメラの画像も同様

No_33

どこまでも行こう^{VS}記念樹

東高140906

本質的な特徴を直接感得できる編曲は同一性保持権を侵害

著作権法は、楽曲の「**編曲**」(2条1項11号、27条)について、特に定義を設けていない。言語の著作物の「**翻案**」が、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を**直接感得**することのできる**別の著作物**を創作する行為をいう
(最高裁130628 江差追分事件)

「**編曲**」とは、「**原曲**」に**依拠**し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が原曲の**表現上の本質的な特徴を直接感得**することのできる別の著作物である楽曲を創作する行為をいう

どこまでもいこう：昭和41年にブリヂストンのCM
中学校の音楽教科書に収録され、長く歌い継がれる大衆
歌謡ないし唱歌

どこまでも行こう
道は厳しくとも
口笛を吹きながら
走って行こう



編曲権及び氏名公表権を侵害

平成15年3月11日 上告を却下

No_34

45

キャンディ・キャンディ

東高120330

裁判例

翻案権、放送権、氏名表示権

原作者 → 漫画家



争点：連載**漫画の登場人物の絵のみ**を利用する行為に対して**原作者**としての権利が及ぶか

原作者は、二次的著作物の一部の利用に関しても、それが原著作物の内容を覚知できる部分かどうかに関わらず、二次的著作物の著作者と同様の権利を有するから、**原作者**は、**マンガ家**と同様、漫画の登場人物の絵のみを複製する行為に対しても、著作権侵害を理由として差止め等を求めることができる。

No_35

江差追分事件

最一判130628

翻案権、放送権、氏名表示権

北の波濤に唄う

ノンフィクション書籍

NHKTV番組：「ほっかいどうスペシャル・
・江差追分のルーツ・・・」

NHKTV番組



にしん御殿

争点：プロローグの翻案にあたるか

既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創造性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない。

本件ナレーションは、本件著作物に依拠して創作されたものであるが、本件プロローグと同一性を有する部分は、表現それ自体ではない部分又は表現上の創造性がない部分であって、本件ナレーションの表現から本件プロローグの表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから、本件プロローグを翻案したものとはいえない。

No_36



©高田ひろお



MASATO SHIMON

No_37

「たいやきくん」事件

東京地裁520330

画家としての感覚と技術とを駆使して、独自に『たいやき』の擬人化現象として本件原画を製作したことが認められる。

したがって、本件原画は、著作権により保護される著作物である。本件縫いぐるみは、縫いぐるみ人形であって、数種の色彩、柄の布地を裁断して縫製し、その内部に綿類等の芯を詰め入れ、魚の顔を、体を形成しているが、その形体、表情は、本件原画のそれとほとんど同一であることが認められ、他に右認定をくつがえすに足りる証拠はない。

右認定によれば、本件縫いぐるみは、本件原画に依拠して、これを變形して製造されたものと認めるのが相当である。」

標準テキスト178ページ

No_37



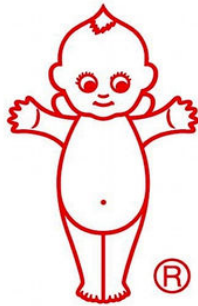
No_38

将門記事事件 東京地裁570308

和臭の変体漢文を訓読するについては、原典が成立した年代、その時代の用語、文法、当時の政治的、経済的、社会的背景、原作者の地位身分、写本成立の年次、その伝来の系統、写本作成者の学殖等原典の文意を解釈するについての諸条件を考究し、この研究の結果から訓読者が解釈した原典の文意を、あるいは原典の成立した時代の読み方に近付けて書き表わし、あるいは現代人に理解できる文章に書き改めることが必要であるが、この作業の各々について、訓読者各自の諸般にわたる学識、文章理解力、表現力の差異等により、訓読者各自の個性の表現ともいべき異なった結果が生じるものであり、本件訓読文は、これに先立つて公表されている「将門記」についての他の訓読文と比較すれば、幾多の点で相違し、原告の学識経験に基づく独自の訓読文として完成されている。

本件訓読文は、「真福寺本」による「将門記」を原著作物とし、その内面形式を維持しつつ、原告の創意に基づきこれに新たな具体的表現を与えたものであつて、著作権法2条1項11号の規定にいう著作物を翻案することにより創作した著作物に該当すると解して何の差支えもない。

No_38



No_39

「キューピー人形事件」東京高裁平成13年5月30日

キューピー人形は独自の著作物

かわいらしい幼児の天使の立像」自体、その表現が多種多様であり得るのであって、そのような立像に新たな創作性が付与されたものであれば、**著作権法上の著作物**というべきである。

キューピーイラストが従来の作品における子供、天使、キューピッド等の表現として不可避又は一般的な表現にとどまらず、むしろ、新たな空想上の存在を感得させる表現上の創作性を有する以上、これを立体的に表現した本件著作物もまた、その創作性を認めることができる。

No_39